

ごみコトえべつ

40号

平成23年度から平成32年度までの

「江別市一般廃棄物処理基本計画」を策定

市のごみ処理は、前計画で減量やリサイクルの施策に取り組んだ結果、その水準は他市に比べ高いレベルにあります。国においては地球環境保全のための循環型社会の形成という目標が掲げられ、さらなる努力が求められています。

また、人口の減少や世帯の少人数化といった社会環境の変化のほか、近年は消費やごみ排出における市民ニーズにも変化が現れてきています。

このような状況に対応し、時代に合ったごみ処理を推進するため、新たに平成23年度から平成32年度までの計画を廃棄物減量等推進審議会への諮問・答申やパブリックコメントを経て策定しました。

新計画は、一般廃棄物を対象にごみ処理計画と生活排水計画からなり、その中心のごみ処理計画については、17ページの図のような構成となっています。また、生活排水計画については、公共下水道がない地域などへの合併処理浄化槽の普及などを目指すものです。

計画書は、市役所本庁舎1階情報公開コーナー・市役所大麻出張所・水道庁舎内証明交付窓口・情報図書館・各公民館・野幌鉄南地区証明交付窓口・豊幌地区センターで閲覧しているほか、市ホームページにも掲載しています。

【詳細】減量推進課 ☎383-4211



地域清掃のごみの出し方

自治会などの地域清掃やボランティアでの美化活動などにより発生した「公共ごみ」は、次の方法で回収しています。どちらも「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に分別してください。

○少量の場合

公共ごみ袋（各自治会に配布してあります）に入れ、それぞれの収集日の朝9時までにごみステーションに出してください。

○多量の場合

市で直接収集しています。事前に実施日・実施内容などをお知らせのうえ、ごみステーション以外の場所に集積してください（任意の袋で可）。※地域清掃が集中する時期は、ご希望の日時に回収できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※地域清掃活動の際に不法投棄物を発見した場合は、併せてご連絡ください。

●お願い

土や砂はごみとして処理することができません。抜いた草などに多量の土や砂が付着していると、回収・処理に支障を来しますので、できるだけ取り除くようご協力をお願いします。

【詳細】廃棄物対策課 ☎383-42117

環境クリーンセンターからのお願い

環境クリーンセンターに運び込まれるごみの中にライター・スプレー缶などの「危険ごみ」や市では収集しない充電池が紛れ込むと、施設機器類の破損や発火などの原因となりトラブルが生じます。

ごみを出す前に、もう一度確認をして不適正なものを出さないよう注意しましょう。また、環境クリーンセンターに直

接搬入することもできません。

●処理の方法

「ライター・スプレー缶」は、「危険ごみ」として無料収集されています。できるだけ使い切り、それぞれ中身が見える別袋に入れて「資源物・危険ごみ」の収集日に出してください。

「充電式電池」

は「市では収集しないごみ」になりますので、リサイクル協力店へ持参してください。



【詳細】環境クリーンセンター（株エ）
コクリン 江別 業務課 ☎391-0422

不法投棄の防止

ごみの不法投棄は、一度捨てられた場所や管理の不十分な場所に繰り返される傾向があります。

不法投棄されたごみは、土地の所有者・管理者の責任で処理しなければなりません。資材置き場・空き地などを所有・管理している方は、ごみを捨てられないよう適正な管理に努め、柵や警告看板の設置などの予防策をお願いします。

市では、ごみの不法投棄を防止するため、監視パトロールや啓発看板の設置などの取り組みを行っています。

不法投棄の現場を見掛け



江別市一般廃棄物処理基本計画

基本目標

市民・事業者・行政の協働による
循環型社会の形成

○基本方針1

「3Rの推進」

○基本方針2

「適正なごみ
処理の確保」

○基本方針3

「市民の視点
に立ったごみ
処理システム
の構築」

○基本方針4

「経済的・効
率的なごみ処
理の推進」

基本方針に応じた34の施策の展開

※3Rとは、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をいう。

平成21年度を基準とした、平成32年度の最終年度における目標値

排出抑制

1人1日当たりのごみ排出
量を約3%削減し、910g以
下とします。

資源化

リサイクル率を3.6ポイン
ト向上させ、約33%としま
す。

最終処分

最終処分場の供用期間を5
年以上延長させます。

●意見募集の結果

この計画の策定にあたり、「江別市一般廃棄物処理基本計画」（案）について、1月から2月にか
けて市民意見を募集（パブリックコメント）した結果、2人の方から計画案の内容に関する5件の
ご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の要旨と市の考え方の詳細は、市役所本庁舎1階情報公開コーナー・市
役所大森出張所・水道庁舎内証明交付窓口・情報図書館・各公民館・野幌鉄南地区証明交付窓口・
豊幌地区センターで公表しているほか、市ホームページにも掲載しています。

【詳細】 減量推進課 ☎383・4211

たときは、車のナンバーや投棄者の
特徴などを警察署（110番か江別
警察署生活安全課 ☎382・0110）
へ通報してください。

【詳細】 廃棄物対策課 ☎383・4217

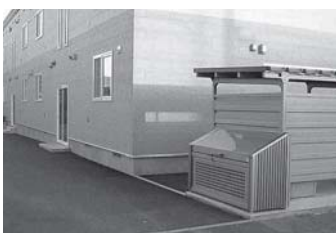
共同住宅は専用のごみステーション

4戸以上のアパート・マンション
などの共同住宅には、建物内または
敷地内に専用のごみステーションを
設置することが、条例で義務付けら
れています。

共同住宅を建築する際には、「専
用ごみステーション」の設置をお願
いします。

設置には、市との事前協議や手続
が必要となりますので、左記にお
問い合わせください。

なお、この設置義務は既存の共同
住宅にも適
用されます
ので、すで
に共同住宅
を所有して
いて、専用
ごみステー
ションを設
置していな
い方は、早
急に設置し
てください。



【詳細】 廃棄物対策課 ☎383・4217

野焼きの禁止

ごみなどを野外で燃やす行為、い
わゆる「野焼き」は、法律で禁止さ
れており、違反した場合は、5年以
下の懲役もしくは1千万円以下の罰
金、またはこの両方が科せられます。

野焼きは煙・すす・悪臭などに
よる周辺の住民に迷惑を掛けるだけ
なく、ダイオキシン類などの有害な
物質を発生させる原因となります。

各家庭から出たごみや落ち葉・草
などは分別のうえ、市指定のごみ袋

で出してくだ
さい。

市では、野
焼きを防止す
るための監視
パトロールな
どの取り組み
を行っています。

野焼きを
見したとき
は、左記にご
連絡ください。



【詳細】 廃棄物対策課 ☎383・4217

効果が出ている「ガラス除けサークル」

●ガラスの被害を防ぐには
①ごみが直接見えないようにシート
などで覆う。
②ネットを使用する。
などの方法があります。
市では、ごみステーションでのカ
ラスからの被害を防ぐことに効果が
ある「ガラス除けサークル」を紹介
しています。

ごみが突かれないことだけではな
く、資源物などが風で飛ばないなど
の効果もあります。
※サークルは車道や歩道に固定する
ことはできません。使用后（収集さ
れた後）は、必ず片付けをお願いします。

●ガラス除けサークルのご相談

「ガラス
除けサーク
ル」の利用
方法や作り
方などのご
相談は、左
記にお問い
合わせくだ
さい。

【詳細】 廃棄
物対策課 ☎

383・4217

